



集議下院制度考

ATP
S23A

3754



114
A2579

恭惟我



皇國百王一統萬古不易天地ト并ヒ立日月ト
并ヒ照ス雖然世ニ汚隆アリ一治一亂大勢屢
變シテ 王室陵夷政權終ニ武門ニ歸

至尊空ク虚器ヲ擁ス豈痛恨ノ至ニ非スヤ今
也 皇運挽回政權古ニ復シ宇内ヲ統御シ外
國ト并立シ時機ヲ察シ不易ノ基礎ヲ立テ中
興ノ偉業ヲ起サント欲ス夫レ大政ハ
宸断ニ決スルヲ至當トナス然ルニ時勢ノ變

大正十一年四月
天壤侯爵不寄贈

又然スヘカラサルモノアリ何トナレハ政推
專テ上ニアレハ下情不通上情不伸秦政程書
事舉ラサルノ弊アリ專ラ大臣ニ委ヌレハ藤
氏跋扈ノ轍ヲ蹈ミ武臣跳梁ノ害復今日ニ觀
ルコアラシ然則何ヲ以テ國推ヲ定メン曰議
院ヲ更張スル也益聞ク事ヲ議スル者ハ事ヲ
行フノ推ナク事ヲ行フ者ハ事ヲ議スルノ推
ナレ是以公平ノ政舉ル矣故推一人ニ歸スル
ナキヲ可トス凡國家ノ制度規則盡ク國推ニ

歸スヘシ國推ハ

天子モ動スヘカラス大臣モ議スヘカラス鬼
神モ測ルヘカラス如此ニシテ其推立ツ権ノ
立ツ所ハ即チ議院ノ輿論ニシテ公明正大天
地鬼神モ間然スル能ハサルヲ要ス議院ヲ更
張スルノ道如何曰列藩五萬石以上文明ニシ
テ事務ニ達スル者ヲ撰ミ内國ハ論ナク凡大
小事件外國ニ關スル事ト雖モ公使ヲ議院ニ
迎ヘ輿論ノ歸スル所ヲ以テ彼ト接判スヘシ

是則 皇國ヲ維持シ

天朝ヲ奉戴スル所以ナリ今海外諸國ト約ヲ
結フ牢ト雖モ世ニ汚隆アリ誓盟渝ラサルモ
期スヘカラス洋教弘メサルモ必スヘカラス
之ヲ防クノ術神道儒佛ヲ以テスルモ敵セサ
ルヲ恐ル嘗テ聞ク洋人去今七八十年前三年
ニシテ漸ク地球ヲ一周ス蒸氣船アリシヨリ
四十日ヲ出テスシテ全地球ヲ一周スト是道
學法術ノ及ハサル所ナリ外國勢燄ノ盛ナル

カクノ如シ今之ヲ防クノ術不得已ハ兵カヲ
用ヒサルヲ得ス願クハ海陸ニ軍ヲ更張シ内
地賊アレハ之ヲ討シ外國盟ヲ渝ヘハ之ヲ征
スルノ備ヲ設ケ凡討罪ノ曲直出師ノ可否用
度ノ出納盡ク議院ノ輿論ニ決スルヲ可トス
議事ノ國家ニ益アル斯ノ如シ今已ニ集議院ヲ
設ケ上院ノ規則畧定マル雖然用度ノ出入理財
ノ道ヲ論スルニ至テハ下ノ議院ヲ設ケサル
ヲ得ス下院ノ方法ハ別紙ニ詳載シテ之ヲ呈

ス願クハ速ニ採用アラシメテ請フ謹奏

集議下院規則

古語曰人ニ治メラル、者ハ人ヲ養ナヒ人ヲ
治ムル者ハ人ニ食ナハル其理隔絶スヘカラ
ス然レバ古今之間其見多ク此ニ及ハス士ハ自
ラ士民ハ自ラ民隔絶ノ弊ヲ免レサルヨリ下
民ノ困苦ヲ知ラス或ハ稅ヲ増シ或ハ課ヲ繁
クシ術遂ニ取不歛ニ陥リ民ヲシテ盜臣アルノ
歎ヲ生セシム是レ上下一體ノ理ヲ知ラサル
ニヨル夫富國ノ要ハ官獨リ心ヲ盡スト雖レ

萬民其意ヲ躰認シ國ト俱ニスルニ非レハ非
常ノ成功奏スヘカラス因テ下ノ議院ヲ設ケ
士民各固有仁義ノ良心ヲ遂ケシメ隔絶ノ弊
ヲ除キ大ニ富國強隆ノ業ヲ起サンヲ要ス
一議貞專ラ豪富ヲアノレハ兼并ノ弊アリ又貧
賤ヲ舉レハ恒心ナキヲ恐ル依テ此ニ弊ナキ
モノヲ三都ヨリ二人五港ヨリ一人本土出生
ニシテ算筆ニ達シ專ラ人望アル者三十歳以
上六十歳以下ヲ選出シ議事相始メ候上事情

ヲ測リ漸ク以テ全國ニ及スヘキ事

但藩縣ハ農商ヨリ各一人ツ、都合二人ツ、
出スヘキ事

一議事所ハ當院ニヲイテ兼ヌヘキ事

一出京中ノ入費ハ本土公廨ニテ可辨事

但逗留中住所ハ勝手タルヘキ事

一勤役中相當ノ格式ヲ與ヘ議事ノ權ヲ付スヘ

キ事

一議事ノ可否ハ五分三ノ規則ニ基クヘキ事

但五分ノ三可ト決スレハ二分ハ異論アリ
氏衆議ニ從フヘキ事

一 下院ニテ決議ノ上ハ上院ノ議ヲ經テ政府ノ

決ヲ取ルヘキ事

以上八則

泰西政体早合点

今茲明治己年よりハ元來十七八年中も以テ
邦々在都遊學中ノ有知者あり或る時本郷邊
の洗湯入りたを有り湯も既に法のみて二
階を登り姑くすこをたす時不承そ人の士二
階を登り来り此者あり其容体と云ふる年

の法軍年中 田代着流し細く短うなる刀を
手におらねばと物幕府旗本家の用人もや
あふと思われり 二階書院と兼て窓を
ありとる人談話の標は頗る執仰り

番 旦那此程を始りてく 不承申す所也

成り

士答 検見の事をも知行所をも多りいふ飛

ん目下海軍

番 夫は海軍の方苦勞候といふ

士 ナニ格別遠方までいふ共右様の事

一向に慣まざる殊に面交は名代の分負之

知行所は大不作と申すは建も相談ん

六ヶ敷著るに殆ど山内感と存といふ

番 係し早速御用済む事申す所也

用濟申も之より先無事故事跡
有事附るるを以世俗申通了因り時
もん案外なる智慧の出る者にて
と此男少し得意なうて是より不同語と
なうける

初出立に以て檢見の法と聞かざり
致し彼是心配然と無程村方より

〃 以不村方を日こ酒肴を設け
〃 色に款待し其上を村役人等一統
〃 不作の才を申立て且敷通の書面を
〃 以て連年村方疲弊の趣を款きり換
〃 子中、手強く相見く其其我考
〃 申す百姓は申通に任せり主人家年
〃 分の物入、之りなく又主人家物入を海

〳 此程不立之と評して百姓が騒ぎを
 〳 了してゐる。此の如何我の途方
 〳 暮まで殆ど進退を失ひては係り者
 〳 申通し窮すまは勘弁し附く者
 〳 其根柢らんを考へた月と不半一計
 〳 迄思ふに於て明朝早速申す
 〳 ちん進材役人等悉く呼集ぬ申

論一の二

〳 其方考一鈔申之り越筆と勘弁致し
 〳 要いつまは極尤一穴牙ある夫
 〳 下通し下戸関子細者へ元来地頭
 〳 知行所を憐れむ者知り地頭
 〳 宗の者互に相助け相親
 〳 不^レ通^レ因^レ終^レの者元は我を只

今地頭立てを知行事かしく知行
 立てて地頭立ち行つた我亦其の
 居る處不行便を所詮難相勤
 於身退きしより外なき覺悟
 致して就て地頭方奥向上下他人
 表家中何人中間小者合て何人右入
 用年分何程公務入用何程親類

けき合其外諸雜費合何程借金方
 利は何程右幾口総計何程さる
 以に地頭方立行の右身上の村方
 先引の御所とて長左の檢見
 の右に申述もなし諸物成一切村方
 任せては我亦馬とて考ふな右通に
 外勤事なし

我未老を申候は村人本意を
 不念何共遣答いさし良あり一
 支後仕返答を仕と申退教りて
 果して其旨より酒肴も出さ
 粗末を志り村方の所存も
 以事やと少く安心候へ共其旨
 聖旨の書過き江は玉り昨日村人

一 同第の面會候に
 昨日の論題一日萬と申候は村方
 必至と程候仕候へも津地
 方面不足と申事候へ何分
 候へ申候は引更仕送と申
 申候は引更仕送と申候は引更
 申候は引更仕送と申候は引更
 申候は引更仕送と申候は引更

方丈ケニ由用立下とす急存於万

クク 以候由取引り度事候

ク 右ノ身先ノ誂判の懸ハ檢見を

ク 致すも不及候府志組より指下

ク 右村内我ハ兼て懇意致し指下男

ク 善り我ハ活りし

クク 過日由論と一併分羽三日村役人

クク 惣今更らば村方そ仕送之候

クク 方寄かる者則と申者及し或仕送

クク 致しは方寄就と申者及し了官區まで

クク 一致し一致くは其由を人の吉光

クク の者申らて

クク 我等と馬とあるは村方そ仕送

クク 致しと申るは本年以來に就候

ッレ公役ッレ出生ッレ死去と何事ト
ッレ皆村方ニ應リ御地頭ニ心ト何トナク
ッレ申ス其郡度ノ子數ハ勿論ナシ
ッレ平年モ御殿ヨリ遙々金討チ申スルハ
ッレ採成行ルルノ必然ハ夫ヨリハ此モ
ッレ集札ハ用ノ意ナク其ノ實體成ノト
ッレ覺醒ルルハ地頭ノ向ノ有ルモ

ククク 都て此人ニお任せ申地頭年分ニ暮
ククク 方ハ申ニ任セ相收ル其ノ余一切厄分ニ
ククク 不相懸候談合ニシ候方村方ノ為
ククク 却ク宜鋪カケル申クニ存候
ククク と申者有之一回尤ノ次第ト之ニ回心
ククク 致シ夫ヨリ中作ノ候ニ評決ニシ
ククク 昨日ノ通ルお返ル者申上候儀申候

右之通より村方の欲いも猶更相分り初く
安心いしし直歸途向ひ候

番 夫ハ早速宜鋪取工夫ありた憚感

心仕候

惣一と下この事下この意に任せ候

言宜捕者えい只其内是非加柄候

て名あり叶申事大ハ為申論

其六納得いれ共防さぬ共下三の

心宜ハ心包五とえい何より加柄地

出いハ一統先相控いし能き程の

控按を致し者えい一統先後の上

悪意と申し打き者えいし

と控い月一掃々ある様子打包し時刻

次第に積り具えし好え候と程の

事非と聞き終るに於て
此の我の西洋政学の書を讀み
其の法を學ばしむる面白き事
ありき也物事此來迄之を講究
するに當りて思ひ當る事少たうに蓋し
西洋諸國を政と爲すに必先づ諸民を
識るといふ故に其の執政國王の輔翼

とありて政を兼り行ふに維
權に租税を加ふるに或る得に租税は必
に會議の掌握に在るとあり
是を以て執政は恒に用度
の足らざる國政の脩めか
ざるを憂へ會議の徒ら
に租税の重くして下民の窮乏
を憂へ兩説矛盾して相諍
るに往復論難す」と教次
の後會中一紙可死といふ
至りて評議初て變

すも、今其趣を設け語らば、假令ハ
執政、近日何國頗る專横にして公法を顧
くは其國を封制せんと欲する意何、其國
ク之を甘んせし、寧ろ兵備を脩むより、我軍
ク以て、近日必は兵事あらん、我國早之を備
クハを為さば、いなくハ亦其禍を免む、且、
々新兵器、兵何程器械何程を設け、何處の

城塞を脩築す、……
又云、近日何洲も何國と何國の間に、衅端を
ク開き之に依りて、海路梗塞、海賊蜂起せ
ク、且、飛報交、互に、今幾月の間、此
ク戦争止まずん、我邦何洋の貿易頓ニ
ク衰へ、高社業を破り、殖民地も、隨て不
ク虞の恐まあり、且、速に兵艦幾艘を

増進し何處に艦隊を備へて國威を
 宣揚し以て禍を未萌に消し一統をなれ
 八時運終に傾き復た従来の幸福を保ち
 又云 輻道電線は遠を化して近を化
 して捷を化して快とするの具な
 り之を以て其邊城僻邑も都會に譲らる

之無きを繁華の區も變て荒寥の觀
 爲に故を以て諸國競く構造を
 勉め國力を傾けし顧るに盛とすべし
 獨り恨む我國の嘗て之を造るの議を聞
 きたる度外は置る者の如く歎きさるべし
 や若し於放擲して省に以て更に一兩年を
 經て高旅の我を聚る者散る他邦を

〃 百兩とせらるる(只)料と加ふるの事亦公同
〃 隆替の儀(所)も(事)休極めて重要なる
〃 敵(言)と力(重)さ(る)る(事)に(前)に(我)争
〃 多年我軍(幸)あり(て)利あり(と)皇(疾)疾い
〃 ち(愈)へ(人)情(洶)々(駭)乱(と)致(し)易(し)加
〃 ふ(る)國(債)未(償)え(て)銀(票)價(と)
〃 減(彼)染(故)と(以)て(農)高(俾)未(回

〃 時の盛(復)す(る)に(成)得(る)之(を)要(と)ふ(べ)し
〃 皇上聖諭(悉)く(至)急(至)要(に)属(し)と(皇)民
〃 力(ゆ)に(輕)ん(じ)可(ら)ざる(者)あり(願)は(く)閣(下
〃 之(を)諒(察)せ(し)よ
〃 執政(云) 或(は)本(を)重(む)く(末)を(輕)し(或(は)末(を)
〃 重(む)く(本(を)輕(と)ん(必)竟(兩)方(を)得(し
〃 計 軍(の)費(計)程(海)軍(の)費(

ク何れと 録の頁何と 減と如何

議長は衆議に答て曰く

ク未^レ_レ民重^ク歛^ム懼^ハレ

^{執政} 朕^ハ三項の費減^トと何程^トを任^ス

ク如何

議長曰く

此の如く^ハ勉^ム強^ムと命^トと奉^セセ

於定議遂^ニ決^シ乃^チ論文^ヲ作り國王親^リ

名^ヲ署^シ執政亦加署^シ以^テ國中^ニ宣布^ス

國中^ノ人民悉^ク之^ヲ遵^テ奉^ル是^レ西洋諸國

行政^ノ恒^ニ式^ヲ行^フ我嘗^クと竊^シ西洋諸國^ノ執政

官^ノ辛苦勉^ム励^ムと政^ヲ脩^ル所以^ヲ見^ル

大小輕重^ノ不同^トと雖^モ其^ノ趣^キと全^ク

一^ニ也^トと余^ハ於^テ此^ノ事^ニ

るに我既、西洋諸國君民合議の政体
心服す、用人の説、感し三歎の餘、更
一種の疑を生じ、夫も西洋政体の極、今
如此、雖古より、然も非に西史を案する、
今より前二三百年の頃、存る、諸國皆帝王
特權の政治、大言路を開き、民を

政、識せしむ、況や其法の確定
全備に至り、一、總に軌近、向化大進の世五六十
年の間、過きた、合議政体の妙理の得か、き
こと此の如し、殆どを彼の用人、獨何等の才學、
て善く此妙理を、一、夕間、に發悟し、得、我情、
憶、人、を、此男、を、何、を、非、に、學、何、を、非、に、一、思、
身、家、の、心、上、主、家、の、

百姓の如く遭ふ人を忘
て一時遠くの言に思付たるあるべしと其意
の自死と西洋政学の妙理に適ひたるを我
感賞して已まざる所あり 夫を愚と今も
世の普く卑しむ所ありて才と富とを世の普く
崇む所あり然し其時ありて愚も才富も
賤しむ所あり 右用合の事の如きも 惣に才具り

富むらくは烏を斯く妙理に適へるを其明あり
らや國を治むるの道なる此の如し 惣に開け
救ひ富むたる國に於ては國君之を恃て政を
擅するに於ては君民合議の法の定むるに
時ありて此法定むるべき時なり其國
を治むるに於ては其國を治むるに
其國を治むるに於ては其國を治むるに

一子志の心と爰に致す

又し一や記しを以て識者の高評を俟

つもの明治己年九月廿三日夜東京昌平橋

内の賜郎於て有不為撰主人書白

